

法定外公共物土木工事施行許可に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部建設課管理係

電 話：0470(22)3631

1 この申請書で請求できる許可は

『法定外公共物土木工事施行許可』です。

法定外公共物土木工事とは法定外公共物(道路法、下水道法等が適用されない里道、水路)に関する工事又は維持を行う場合です。宅地造成等に伴う道路法面の埋立又は切下げ、及び側溝敷設工事等を行ないたい場合は、館山市法定外公共物管理条例第4条に基づく法定外公共物土木工事施行許可が必要です。

2 申請できる人

申請書は 1部提出です。申請者の住所・氏名を記入し、押印してください。

その他に位置図、現況図、計画図、構造図、公図、現況写真、誓約書、利害関係人(隣接地主等)の同意書を添付してください。

申請は承認を受けようとする日の 3週間前までをお願いします。(図面等の差し替え等があった場合は差し替えの期間を除きます。)

承認後、工事が完了した場合は 工事完了届(許可書の写しと出来高比較表、工事経過写真を添付)を 速やかに提出してください。

承認後に変更事項がありましたら、変更届を1部提出してください。

3 承認できない場合

- ・法定外公共物の構造保全及び安全かつ円滑な交通確保の面から交通の安全などを阻害するもの。
- ・境界確定していないもの。

4 手数料

無料

5 その他

対象物件が法定外公共物であるかどうかの確認は 建設課管理係までお問合せください。

6 申請窓口

3号館1階 建設課管理係